

会議録

会議名	令和8年度 第1回八王子市消費生活審議会	
日 時	令和8年7月17日(金) 午前10時00分～11時30分	
開催場所	クリエイトホール10階 第2学習室	
出席者等氏名	委員	会長:柿野 成美、副会長:大浦 郁子、 木村 恵子、斉藤 陽子、長岡 博之、 野上 恭子、葛野 政博、赤木 省三、守屋 清美 (敬称略)
	事務局	部長:山岸 研 課長補佐兼主査:成田 俊雄 所長:村山 好美 主任:高橋 朋子、齋藤 聡明
	欠席委員	北島 剛
公開・非公開の別	決定後公開	
傍聴人の数	0名	
議題等	令和8年度 第1回八王子市消費生活審議会次第 1. 開会 2. 部長挨拶 3. 事務局職員紹介 4. 議事 第3期八王子市消費生活基本計画の令和7年度取組実施状況と今後の取組について 5. その他 (1) 情報提供 (2) 次回開催日程 【配布資料】 ・次第 ・八王子市消費生活審議会委員名簿 ・八王子市消費生活審議会への諮問について ・八王子市消費生活審議会 関連条例・規則 ・令和8年度八王子市消費生活審議会の進め方について ・第3期八王子市消費生活基本計画(R6年度～R10年度)事業実施に関する調査表 ・第3期八王子市消費生活基本計画 重要施策の進捗状況(R6年度～R10年度) ・令和8年度 消費生活施策の新規・充実事業一覧 情報提供資料 消費生活ニュース、くらしのレポート	

会議内容

開 会

村山所長 令和 8 年度 第 1 回 八王子市消費生活審議会を開会いたします。本日は北島委員が欠席となっていますのでご報告いたします。審議会は概ね 11 時 30 分の終了を予定しておりますので、円滑な進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。それでは開会に先立ちまして、生活安全部長の山岸よりご挨拶を申し上げます。

山岸部長 生活安全部長の山岸と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、令和 8 年度第 1 回八王子市消費生活審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には日頃より本市の消費生活行政の推進にご理解とご協力いただいておりますことをこの場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

昨年まではこの席で市民部長がご挨拶をさせていただいておりましたが、この 4 月に市の組織改正がございまして消費生活センターは生活安全部の所掌ということで移管をされております。消費者行政というのは通常の商取引の中でのトラブルを扱っていくわけですが、昨今は特殊詐欺なども多く発生しており、消費生活センターで扱う相談にも、詐欺まがいの営業行為も増加しております。生活安全部には防犯を扱う部署があり、警察との連携や市民向けの啓発として町会や学校に出向くなどの活動をしており、消費者行政と一体的に取り組むということで効果を上げたいという狙いがあります。歴史を紐解くと平成 15 年当時には生活安全部暮らしの安全安心課という課がございまして、その中に消費者行政の部門が担当係として設置をされていましたが、平成 25 年に、より市民に寄り添うということで市民部に移管をされました。当時は 14 の事務所がありまして多くの市民の方々にご利用いただいておりますが、昨今は DX 化が進み事務所にお越しいただく方は大きく減っております。事務所の建物は、福祉の拠点として生まれ変わっているところです。その一方で消費生活センターは当時、一つの係でしたが、社会を取り巻く状況の変化を踏まえて現在は課レベルの組織でございます。

改めて生活安全部の中に位置づけられたということで安全安心な消費生活の実現はもとより、一人ひとりの消費生活が社会に大きく影響することを自覚し、より良い社会の発展に寄与できる消費者を育むという基本理念のもと、令和 6 年 3 月に第 3 期の八王子市消費生活基本計画を策定いたしまして、関連所管と連携しながら計画に取り組んでいるところでございます。本日の審議会では、この第 3 期消費生活基本計画における令和 7 年度の取り組み状況について審議し、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。計画を着実に推進していくためには、取り組みの状況を適切に検証評価し、その結果を今後の事業展開に反映していくということが重要であると考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【 事務局職員紹介及び配布資料確認 】

村山所長 会議運営に関する事項についてご説明いたします。本審議会は、八王子市消費生活条例第 21 条及び同条例施行規則第 9 条に基づき開催しております。また、本市の附属機関の運営指針に基づき、会議要録を作成し、市ホームページで公開いたします。そのため、本日の会議は録音しておりますので、予めご了承をお願いいたします。また、本日の会議要録につきましては、事務局にて取りまとめた後、皆様にご確認いただいたうえ、市ホームページで公開をさせていただきます。

それでは次第に基づきまして議事に移らせていただきます。本審議会は委員 10 名のうち、本日 9 名のご出席をいただいておりますので、八王子市消費生活条例施行規則第 9 条第 6 号により過半数の出席がありますので会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本日の諮問につきましては、お手元の諮問書の写しによりご確認をお願いいたします。ここからの議事進行は、八王子市消費生活条例施行規則第 9 条第 5 項の規定によりまして、柿野会長をお願いいたします。

柿野会長 それでは、会議を進めさせていただきます。はじめに本日の会議の公開・非公開についてお諮りいたします。八王子市消費生活条例施行規則第 9 条第 8 項には、審議会が公開することは適当ではないと認める場合には非公開にできますが、原則的には公開であると規定されております。本日の審議会は公開といたしたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

【 異議なしの声 】

それでは異議なしと認め、会議を公開といたします。傍聴者の入室を現時点より認めたいと思います。事務局から傍聴者について報告願います。

事務局 現時点で傍聴者はおりません。

柿野会長 それでは、次第に沿って議事に入ります。(1)「第 3 期八王子市消費生活基本計画の令和 7 年度の実施状況と今後の取組について」になります。

本日は、第 3 期八王子市消費生活基本計画に基づく令和 7 年度の実施状況を確認するとともに、今後の消費者行政をより効果的に進めるための方策について皆様からのご意見をいただきたいと考えております。事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 はじめに別紙 1 をご覧ください。これは審議会の進め方についてまとめたものです。今年度の審議会は全 3 回を予定しております。令和 6 年度から 5 年間を計画期間とする第 3 期八王子市消費生活基本計画に基づきまして、各施策の進行状況や課題についてご審議いただきます。委員の皆様には、それぞれのお立場からご意見やご助言をいただければと思っております。別紙 1 の中段には、審議会全 3 回の流れを示しております。審議会では、PDCA サイクルの考え方に沿って進めていきます。

令和 7 年度に実施した事業の結果を確認し、その結果を踏まえて今後の改善策について

意見をいただく流れとなっています。これを 3 回の会議を通じて進めてまいります。
表の右側に使用する資料という欄があります。全 3 回を通じて同じ資料を使います。毎回
ご持参いただければと思います。

また、この別紙 1 は現在どの段階を議論しているのか、あるいは資料をどのように見ればよ
いのかを確認する際の参考資料として、適宜ご覧いただければと思います。

続いて、各回の審議内容についてご説明します。本日の第 1 回審議会では、重要施策 1「消
費生活環境の整備」と重要施策 3「消費者被害の防止救済」を中心に、昨年度の事業評価
や今後の改善に向けたご意見をいただきたいと考えております。11 月に開催予定の第 2 回
審議会では、重要施策 2「消費者教育の推進」についてご審議いただく予定となっております。
この日は同日に教育推進会議も開催いたしますので、消費者教育に焦点を当てた内容
とする予定です。そして、第 3 回審議会では、これまでいただいた意見を整理し、今後の施
策へどのように反映していくかについてご議論いただく予定となっております。

資料 1 についてご説明します。こちらは令和 7 年度の実績評価と令和 8 年度取組予定を
示したシートとなります。基本計画に掲げる全ての事業を一覧にした A3 横型の資料となっ
ております。

事業ごとに活動指標を設定し、その指標に対する令和 7 年度の実績、自己評価、そして令
和 8 年度取組予定を記載しております。今後、全 3 回の会議を通じて委員の皆様から意
見をいただく際のメインの資料となります。

続きまして、資料 2 について説明いたします。これは基本計画で設定した 3 つの重要施策
について、目標の達成状況を毎年確認しながら進捗を把握していくための資料となってい
ます。令和 10 年度まで継続的に定量調査を実施し、推移を確認していきます。資料をご覧
いただくにあたり、調査方法に関しまして 2 点ご説明させていただきます。まず 1 点目は重
要政策 1 については、市政世論調査の結果を活用しております。計画設定時点で利用可能
な最新データが、令和 4 年の調査であったため、その数値を基準値として対応しておりま
す。続いて 2 点目ですが重要施策 2 と 3 について、令和 5 年度までは環境フェスティバル
の来場者アンケートを使用していました。しかし、環境フェスティバルは環境問題への関心
が比較的高い方が多く集まるイベントであるため、回答者の属性に隔たりが生じやすいとい
う課題がありました。また、有効回答数も 200 件未満と少ない状況でありました。そこで、
令和 6 年度からは、市公式 LINE を活用したアンケートへ切り替えております。LINE アン
ケートでは、約 3 万 8 千人のお友だち登録者を対照しており、有効回答数は令和 7 年度は
866 件となっております。このため、令和 5 年度以前のデータについては、参考値と扱って
いただき、令和 6 年度以降のデータを用いて、同じ条件のもので継続的に進捗を確認して
いくこととしております。

続いて、資料 3「令和 8 年度 消費生活施策の新規・充実事業一覧」になります。この資料
は、令和 8 年度に新たに取り組む事業や、特に力を入れて進める取組を 3 つの重要施策ご
とにまとめたものです。まず、重要施策 1 の「消費生活環境の整備」になります。この中では、
「関係部署や地域ネットワークとの連携強化」に取り組んでいます。少子高齢化の進行や単
身世帯の増加が続く中、市民の皆さまが地域で安心して暮らせるよう、生活安全部や福祉
部をはじめとする市の関係機関と、高齢者安心相談センターなどの地域の様々なネットワー

クとの連携を強化していきます。見守りのポイントなどお互い共有しながら、消費者被害の未然防止や被害に遭った際の早期発見、早期対応につなげていきたいと考えております。

また、この取り組みは、後ほど、重要施策 3 の「消費者被害の防止・救済」につながるようになります。あわせて、エシカル消費の環境づくりとして、フードドライブ受付ボックスの増設や、地域事業者との活性化とまちづくりへの支援などにも取り組んでおります。

続いて、重要施策 2 「消費者教育の推進」についてです。多くの市民の皆様は、SDGs やエシカル消費への関心を実際の行動につなげていただくため、消費生活フェスティバルをはじめ、イベントや広告媒体を活用しながら周知啓発を行っています。

また、食育や環境学習などを通じて、商品やサービスの背景にある社会や環境への影響について学ぶ機会を設け、エシカル消費への理解を深める取り組みも進めております。

最後に、重要政策 3 「消費者被害の防止救済」についてです。近年は、投資詐欺被害などの消費者トラブルが悪質化、複雑化、巧妙化しています。そのため、一つひとつの相談対応に以前よりも多くの時間と労力が必要となっております。

また、高齢者など配慮を必要とする方からの相談も増えており、相談員の負担も多くなっております。こうした状況を踏まえ、消費生活センターと福祉部局、警察などの関係機関との連携をさらに強化するとともに、地域ネットワークへの情報提供にも取り組んでいます。

さらに、類似する消費者トラブルの被害拡大を防ぐために、国への情報提供も迅速に行いながら、消費者被害の防止と救済に取り組んでいます。資料 3 の説明は以上となります。

ご意見やご質問がございましたら、よろしくお願いします。

柿野会長 それでは、ただいまの説明を踏まえまして、ご質問やご意見をお願いいたします。八王子市消費生活審議会の進め方についてですが、令和 7 年度中の事業実施状況に対する評価を行い、それについての改善点などをご発言いただき、PDCA を回し、より良い施策にしていくことが今回の目的となります。本日は重要施策 1 と重要施策 3 について議論したいと考えております。最初に重要施策 1 に関して「連携強化による安全の確保」、「安全・安心な消費環境づくり」、「SDGs の達成に向けたエシカル消費の環境づくり」この 3 つのテーマについて議論をしていきたいと思います。

木村委員 昨年度の審議会で、重要施策 1「消費生活環境の整備」にある「TOKYO エシカルパートナーのネットワークづくり」における令和 7 年度 of 取組予定として「Hachioji エシカルプロジェクト(仮称)」として、より地域に根差した推進プランを立てる」となっていましたが進捗状況を教えてください。

村山所長 令和 7 年度の事業予定としていましたが、正直に申し上げますと事業の進展に至っていない現状をご報告させていただきます。プロジェクトという形で進めていくのは少し難しいので、今後は手法を見直したうえで取り組んでいきたいと考えております。

大浦副会長 資料 3 の重要施策 1「消費生活環境の整備」に消費者安全確保地域協議会について記載

がありますが、資料 1 によると令和 7 年度の実績として、同協議会を設置したということ
でよろしいのでしょうか。

事務局 消費者安全確保地域協議会は令和 6 年 7 月に設置されています。

大浦副会長 令和 7 年度の実績としては、設置は既にされていて同協議会の活用により連携強化を図
ったという認識でよろしいでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりです。補足になりますが、連携強化している部署には福祉部門が多く、地
域包括支援センターに繋がる課もありますので、消費生活センターが発出する消費者被
害の情報などは適宜、電子メールなどで提供しています。

大浦副会長 消費者安全確保地域協議会は各自治体で設置していただきたいということを我々弁護士
会からもお伝えすることもあります。関係部署の連携や人員配置などの難しい状況があ
り、設置できていない自治体もあると聞いていますので、運営等において工夫している点
があれば教えていただきたいと思います。

事務局 消費者安全確保地域協議会は、基本的には情報交換の場となりますので福祉部門、住宅
部門、そして我々消費生活センターが様々な情報を共有していくことを目的として
います。工夫した点といえば、当協議会と関係機関を同じくする重層的支援体制整備事
業における会議体を協議の場として位置付けた点ではないかと思います。
消費者安全確保地域協議会を単独で設置したわけではなく、社会福祉法で定めている
重層的支援体制整備事業における高齢者や障害者を支援する会議体に位置づけて設置
しています。個別事案が発生した場合は部会を設置して、その対象となる案件について
特定の対策や支援を関係機関が協議する形をとっています。

柿野会長 それに関連して質問させていただきたいのですが、八王子市の消費者安全確保地域協議
会は八王子市の人口規模から考えると、情報共有だけできめ細かな見守りの体制を作
り、実効性を持たせることは重要な論点になると思います。資料 1 にある「地域ネットワ
ークとの連携強化」では、地域ケア会議への参加が 3 回となっています。この地域ケア会議
というのは、地域ごとに設定されているものと理解してよろしいのでしょうか。

事務局 地域ケア会議は、市内の各所にある地域包括支援センターが主催し開催する会議となり
ます。昨年は由木東事務所管内にある地域包括支援センターから招待を受け、会議に出
席しました。近隣の南大沢警察署の警察官や福祉のケアマネージャーなどが出席するそ
の地域に根差した会議で、最近の消費者被害や警察署からは詐欺被害等について情報
共有をしました。

柿野会長	今の説明の中で、依頼があったので地域ケア会議に参加したとのことでしたが、少し消極的な印象を受けました。むしろ積極的に参加し、消費者被害の情報を届けるなどその地域で高齢者と接している方々の見守りに寄与できる体制を作っていかなければいけないと感じました。
長岡委員	今、柿野会長が地域との関わりの話をされたので、それに付随して意見を述べさせていただきます。私は南大沢地区での地域ケア会議に出席したことがありますが、その時は福祉関係の話題が中心で、特に消費者被害についての話はなかったと記憶しています。資料 1 に記載されている 3 回というのは地域ケア会議のテーマが、消費者被害であるときに声がかかったのだと思います。地域ケア会議というのはもっと頻繁に行われていて、そのうちの 3 回が消費生活に関するテーマであったのだと理解しました。 そのような場も大切ですが消費者庁のホームページに「消費生活サポーター」について掲載されていました。この制度が消費者庁の制度なのか国民生活センターの制度なのかは不明ですが、「消費者問題を積極的に学び、地域で活動できる市民」という説明がありました。都内の自治体では、9 つの自治体がサポーターを養成しているとのこと。例えば福祉分野ですと、「認知症サポーター養成講座」、保健所の関係では、「心のサポーター制度」という講座があります。その講座を通じて理解を深め、地域に該当する方がいれば関係機関に繋いで欲しいという趣旨で開かれています。見守りの裾野を広げるために消費生活サポーターを養成していくのは有効な手段と考えます。
村山所長	ありがとうございます。今ご発言いただきました「消費生活サポーター」のほかに「消費生活協力員・団体」の養成を消費者庁がおこなっています。本市では消費生活啓発委員会、消費者団体連絡会などの協力団体があります。このような団体が該当するかについて消費者庁に確認しましたが、現状の活動からはそれには該当しないという回答をいただいております。 長岡委員のおっしゃるとおり、地域の中で消費生活の困りごとがあった場合に、消費生活センターなどに繋いでいただける方を増やすことは大変重要なことと感じております。現状は地域の民生委員や地域包括支援センターの方など高齢者との関わりの強い方に見守りなどをお願いしている状況です。 また、民生委員さんの地区会議等に参加させていただき、情報共有させていただいております。 消費生活サポーター等の養成につきましても考えていくことは必要だと思いますので、今後少しずつ研究させていただければと思います。
柿野会長	長岡委員が今お話されたサポーター制度はこれからすごく重要になってくると思っています。消費生活について学んだ人が各地域に網目のように存在して、いつでも気軽に相談できる体制づくりは今後検討していかなければいけないと思います。
斉藤委員	重要施策 1 にあります「TOKYO エシカルパートナーのネットワークづくり」について質問し

ます。パートナーの数的な目標は10団体となっていますが、現在は2団体にとどまっています。これは募集方法や参加についての取り組みなどに問題があるのではないですか。また企業にとってのメリットはどのようなことがありますか。メリットがあるのであれば、そこをアピールしていく必要があるのではないですか。

事務局

TOKYO エシカルパートナーへの登録ですが、これは東京都のホームページから登録できます。東京都がめばしいところに声かけるなどの勧誘をしております。パートナーになった暁には東京都が主催する講演会に出席し、その後の懇親会で企業同士が手を組むなど新たな取り組みの創出に役立てております。
産廃事業者と農家が手を組んだ事例では、形が悪く出荷できずに廃棄する野菜を使ってジュースやゼリーを作るなどの取り組みがあります。このように様々な形でエシカルに関する活動を拡げていくことを目的としています。

柿野会長

私からも重ねて質問ですが、八王子市としては東京都が行っている TOKYO エシカルパートナーに登録して下さる八王子市内の事業所を増やしていくことを目的とするのか、八王子市独自でエシカルに関わる事業所さんのネットワークを作り、共創相手となるパートナーを作るなどで八王子市のエシカルを盛り上げていくことを目的とするのか、方向性としてはどちらになりますか。

村山所長

その点につきましては、TOKYO エシカルパートナーをメインとしての活動が中心になります。エシカルパートナーになり得る市内の事業者の声に声をかけるなど東京都と連携して取り組んでいきたいと考えております。
そのうえで、柿野会長がおっしゃられた八王子版のエシカルパートナーも独自に生み出していければという考えはありますが、そこまで至れていないのが現状です。

赤木委員

私は八王子市の消費生活啓発推進委員会の活動しております。エシカル等については消費生活センターと連携して活動をしています。東京都のエシカルパートナーは日本全体をカバーするような企業がほとんどで、八王子市に軸足を置いている企業は本当に少ないのが現状です。今後はそのような企業をどのように掘り起こし、よりローカル性を持った活動に結びつけていくのかというのが重要な課題だと思っています。資料に記載されている2団体は両方ともこだわりを持った活動をされています。地元根付いたエシカル性を持った物品などの販売をしているようです。
TOKYO エシカルパートナーという活動はスタートして間がない状態ですので、八王子市の関わり方を含め今後検討していく必要があると思います。

柿野会長

八王子市のエシカルに関する取り組みは、地域の活性化にもつながる非常に良い視点だと思います。消費生活の部署だけでは拡げにくいと思いますので、地域活性化などを所管する部署とタイアップして推進するなど庁内連携等により、取り組みを進めてください。

木村委員	重要施策 1 にあります「農産物の地産地消」についてですが、八王子市民は地元産の野菜を食べたいというニーズは非常に高いと感じています。つまり「地消」のニーズは高いのですが「地産」がそれに追いついていない印象を受けます。資料には「道の駅八王子滝山」の活用や JA 八王子との連携が記載されていますが、他の地方都市では民間のスーパーなどで「県産品野菜の売り場」などが設けられており、値段は少し高めでも新鮮なもののばかりが並んでいるため夕方には売り切れている状況です。市では民間企業との連携は難しいかもしれませんが、地産地消を上げていくには民間企業の活用などの工夫も必要だと思います。
村山所長	八王子市内でも様々なスーパーの店舗で地産地消のコーナーが設置されていますが、おっしゃるとおり市の施策としては「道の駅八王子滝山」や直売所が中心となっています。民間活用の視点も重要だと思いますので関係所管と連携していきます。
柿野会長	次に重要施策 3 についてテーマを移していきたいと思います。重要施策 3 は消費者被害の防止救済という観点です。これについてご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
長岡委員	重要施策 3「消費者被害事例の情報提供及び注意喚起」及び「悪質事例の情報提供」に関してですが東京都の高齢者消費者被害に関する調査によると、被害にあった高齢者が消費者センターに相談する割合は約 20%とのことです。比較的多く利用されていると感じました。 また、被害に至らなかったポイントについての調査では「手口を知っていた」というのが6割を超えていました。NHK などでも事例の紹介を放送していますが、知ることによる抑止効果はかなり高いと思います。今後も消費生活センターの PR と市からの多様な情報提供をお願いします。 昨年度この会議で私が発言した健康体操についてですが、現在八王子市では明治安田厚生事業団とつくったオンラインで実施する「SOFT」という体操を奨励しています。市内 50 ヶ所で 1,000 人くらいが参加していると聞きました。(高齢者間の会話による)高齢者の情報伝播力の凄さを感じているので多様な情報提供の一つとして、その開始前に高齢者が被害に遭いやすい事例について注意喚起の動画または静止画を流すことをお願いしたいと思います。
村山所長	ご意見ありがとうございます。確かに高齢者のネットワークの強さといったものも貴重なものだと思っております。動画、静止画含めてデジタル的な部分での情報提供といったものも昨今は必要だと思っております。図書館や市民ロビーなどでデジタルサイネージを活用した啓発にも取り組んでおります。いただいたご意見につきましては民間との連携を図る取り組みとなりますので、関係する所管と相談して実現に向けて努力したいと思います。
柿野会長	少し話が戻ってしまいましたが、独自設置の消費者安全確保地域協議会では民間の事業者

	が参加し、高齢者と接する場面では今のお話のような啓発も積極的に実施している自治体もあるようです。八王子市では明治安田厚生事業団のような民間事業者が消費者安全確保地域協議会に入っていますでしょうか。
事務局	残念ながら入っておりません。半分民間というような形では社会福祉協議会などが参加していますが、完全な民間事業者は参加していません。
柿野会長	今後は、官民間わず協力いただける団体等は活用していく方向で啓発活動を上げていく必要があると思います。
木村委員	重要施策 1 に戻ってしまいますが、「警察との連携強化」についてですが、取り組み予定に SNS を活用した注意喚起とありますが、高齢者は SNS を使う方は少ないと思いますので、今現在の被害発生状況を SNS 以外で周知する方法を検討いただけますか。
事務局	八王子市では LINE でお友達登録をすると、自分が知りたい情報を知ることができます。
村山所長	高齢者の方は SNS に関する機器を使って情報を得られる方ばかりではないので、市の広報やお手元にお配りした消費生活ニュース、くらしのレポートなどのチラシで各事務所や市民センター等に数多く配らせていただいております。 また、民間企業との連携でスーパーさんにも配布にご協力いただいています。より多くの市民に情報提供できるよう現在取り組んでいます。
柿野会長	重要施策 3「事故情報などの提供」についてですが、ニュースなどでリチウムイオン電池の発火による火事などが報道されていますが、高齢者に対する啓発も重要な側面だと思います。情報の届け方はどのようになっていますか。
村山所長	資料に掲載されている事故内容についてということではなく、時事問題的に出ている事故やトラブルにつきましては出前講座の開催時にも啓発を行っており、先ほど申し上げた消費生活ニュースなどのチラシにおきまして、皆様にお知らせをさせていただいているところでございます。
柿野会長	必要な人のところに情報を届ける視点からみると、見守りとの親和性は非常に高いと思います。必要な人へ確実に情報が届くよう取り組んでいただければと思います。
大浦副会長	重要施策 3「消費者被害の防止・救済」にあります「消費者被害事例の情報提供及び注意喚起」についてですが、令和 7 年度の実績に「防犯課や民生委員・児童委員の情報ネットワークを活用し、相談の増えるトラブル事例についてタイムリーに情報発信をおこなった」とありますが、民生委員・児童委員の方がどのような形で情報発信をいただいている

かを教えていただきたいと思います。先ほどご指摘があったように高齢者の方はメールや LINE その他の SNS を使い慣れていない方もいらっしゃいます。昨今の悪質な消費者被害の事例は主にそういうものから入り込んできますので、いかに信頼できる情報を迅速に届けるかが重要だと思いますので、民生委員・児童委員の活動が非常に重要な役割を果たすと考えます。

また、重要政策 1 にもつながりますが、地域ケア会議が頻繁に開かれているということで、日々巧妙化していく手口をその場で情報発信ができればと思いました。

事務局 昨年度の審議会でご意見をいただきまして、民生委員さんの全体会に出席して消費者被害の防止について説明をさせていただきました。そこで、高齢者宅を訪問する際に被害に遭いやすい事例が記載されたリーフレットを持参して注意喚起をお願いしました。

葛野委員 「高齢者実態調査」という活動を 4 月から始めております。その際に消費生活センターからいただいたリーフレットを活用して消費者被害についての注意喚起をしています。しかし、こういったリーフレットを配布するだけでは不十分で、そこに掲載されている詐欺商法などから身を守る具体的な対策を示す必要があると思います。例えば、固定電話がある家では留守番電話の設定をして、声を聞いて相手を確認してから電話に出るなどの対策を教えることが大事だと思います。

また、高齢者でもスマホを使っている方が増えています。スマホを使うとネット通販を利用してしまいます。ネット通販が悪いというわけではありませんが、一度注文してしまうと解約や変更などについての手続きが複雑で高齢者には難しいケースがあります。その際、電話で解決しようにも電話番号が表示されていないなど、対面での意思表示が困難でトラブルにつながる場合があります。このような個々の対策の事例を細かく掲載していくのは難しいかもしれませんが被害防止には役立つと思います。民生委員側からも巡回するなかで気付いた情報を消費生活センター等に提供し、資料の改善につながればと考えております。

村山所長 ありがとうございます。大変貴重なご意見だと思っております。地域に根ざしている民生委員さんの活動は非常に効果的だと理解をしておりますので、引き続き強い連携で取り組みをさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

赤木委員 消費生活に関する問題は様々な切り口があると思います。予防的な部分、現在進行中の事案、そして事後処理についての問題があります。行政にはそれぞれ得意とする役割があります。消費生活センターには国家資格を持った相談員がいますので、それぞれのフェーズにおいて最も適した部署を案内できると思います。消費生活センターの認知度は少しずつ上がっていますが、市民の方に消費生活センターの窓口の広さというか、有能なセクションであることを知ってもらって利用できるよう、具体的な活動や相談体制についても啓蒙していく必要があると感じました。

柿野会長 消費生活センターを有効に活用していただくために PR していくということが非常に重要

かと思います。

野上委員 重要施策 1 にありますフードバンクに関してお聞きします。フードドライブを市内各所に設置し、フードバンク団体に届けているようですが、この制度で支援を必要とする方の基準などのルールについて教えてください。

事務局 フードバンクに関する活動は様々な企業や一般の方から食料品をいただいて、フードパントリーという場所から子ども食堂や生活困窮者にお渡しする形が主となっております。支援を受けられる方の基準については当方では承知しておりません。

野上委員 私は子ども食堂の手伝いをしています。食品を配布している場所はビルの 3 階ぐらいにあり、重たいものを運ぶ際に苦労しています。場所も街中にあるので車の駐車にも苦慮しておりますので、少し配慮が欲しいと思います。

また、国の災害時用の物資も配布されることがありますが、消費期限が迫っているものが多く、もう少し期限に余裕があるものを出していただきたいと思います。

事務局 大変申し訳ございませんが、答えられる立場にありませんので、所管する生活自立支援課に伝えておきます。

柿野会長 食品の表示には賞味期限と消費期限の 2 種類があり、長期保存ができるものは賞味期限が表示されていることが多いと思います。賞味期限は美味しく食べられる期限で、多少過ぎていても問題ないので、このようなことを加味しているのかと思います。

守屋委員 先日、八王子警察の会議に出席しました。最近は高齢者をターゲットとしたロマンス詐欺が非常に多くなってきているとのことでした。お金を持っている高齢者が被害に遭うケースが多いそうです。

また、投資詐欺被害も多いそうです。これもお金を持っている高齢者の方が狙われるということです。手口もかなり巧妙化してきているようです。このような詐欺に関する相談が消費生活センターにあった場合は防犯課に情報提供するのでしょうか。

事務局 相談者の主張にもよりますが、警察または弁護士相談を案内することが多いです。防犯課とは情報共有し、警察などとの連携に役立っています。

柿野会長 詐欺、悪質商法のいずれも増加傾向にあります。注意喚起について様々な機関が連携してきめ細かい対応が求められていくと感じました。

木村委員 重要施策 1 にあります「適正な計量に関する検査・指導、計量制度の啓発」についてですが、商品量目立入検査数が令和 7 年度の実績が 23 件に対して令和 8 年度の予定が 12 件と激減しています。何か特別な事情があるのでしょうか。

事務局 確認いたして、後日回答いたします。

木村委員 フードドライブについて情報提供ですが、最近はフードドライブコーナーが少なくなっているようです。スーパーの方にお聞きしたのですが、フードドライブの置き場から食品等を無断で持ち去っていく人がいるそうで、蓋をするなどの対策をしているとのこと。昨今の生活困窮の実態がこうしたところに表れてきていると思います。

柿野会長 貴重な情報ありがとうございます。
さて、今回は重要施策 1 と 3 について皆様からご意見をいただきましたが、次回は重要施策 2「消費者教育の推進」を中心に議論する予定です。以上で本日の議事は全て終了いたしました。それでは進行を事務局に開始いたします。

村山所長 委員の皆様におかれましては貴重なご意見、大変ありがとうございました。続きまして、次第の 5「その他」になります。事務局お願いします。

事務局 はじめに (1)情報提供になります。お配りしたカラー刷りの資料をご覧ください。1 点目が「消費生活ニュース」になります。これは消費生活センターが定期的に発行しているものになります。2 点目は「くらしのレポート」になります。こちらは赤木委員を中心に活動している八王子市消費生活啓発推進委員会と消費生活センターが発行しているものになりますのでご確認いただければと思います。
つづいて、(2)次回開催日程になります。次回は、11 月 4 日水曜日の午後を予定しております。当日は、第 1 回消費者教育推進会議と第 2 回消費生活審議会を同時に開催します。詳細につきましては、改めて文書で通知させていただきます。

村山所長 以上をもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。皆様には長時間にわたり活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

—閉会—